

沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内



母子家庭、父子家庭、寡婦に

# 家庭生活支援員を派遣 します

(家庭生活及び子育て支援員)

沖縄県母子寡婦福祉連合会では、沖縄県から委託を受けて、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にヘルパー派遣事業を行っています。登録された経験豊かなヘルパー(家庭生活及び子育て支援員)を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝い等を行っています。



こんなとき、  
ご利用下さい。

	母子家庭の母、父子家庭の父や、児童の一時的なケガや病気	
	ひとり暮らしの寡婦、又は寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気	
	母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など(一時的なものに限る)	
	冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など	
<b>他</b>	その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき	

## がんばるあなたを応援します!!

### お問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1  
沖縄県総合福祉センター(東棟3階)  
TEL.098-887-4099 FAX.098-887-4091  
<http://www.okiboren.jp/>

受付 9:00~17:00(平日)



これは助かるわ！



## 生活援助・子育て支援の内容



### 生活援助

- ・身の回りの世話（簡単な身体介助）
- ・食事の世話
- ・住居の掃除
- ・日用品の買い物
- ・医療機関等との連絡
- ・その他一時的な生活援助

### 子育て支援

- ・乳幼児の保育
- ・技能習得のための通学や就職活動の際の保育サービス
- ・病後児保育、医療機関等との連絡
- ・その他一時的な子育て支援



## 注 意 事 項



#### ◎申請にあたって

- ①本事業を利用希望される方は、事前に登録が必要です。お住まいの市町村の児童福祉担当課等へ「ひとり親家庭等日常生活支援申請書」を提出してください。
- ②申請書提出の際は下記の書類を添付してください。
  - ・母子家庭、父子家庭又は寡婦であることを証明する書類（児童扶養手当証書、又は、ひとり親家庭等医療費助成受給証、住民票等の写し）

#### ◎ご利用にあたって

- ①派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に支援契約を結ぶものではありません。派遣回数は原則として年間24回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応いたします。
- ②下記の場合は、派遣することができません。
  - ・支援内容が専門的技術を要する場合（重度の障害や病気の方の介護など）で、家庭生活支援員では対応困難と判断されるとき。
  - ・緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）
  - ・派遣が、一時的な事由でない場合。

#### ◎変更にあたって

派遣対象家庭は、登録内容に変更があった場合は、変更届に変更事項を証明する書類を添付して、市長村長を經由して県母連に提出する。

※令和4年度4月より自己負担区分が廃止となりました。  
ひとり親家庭及び寡婦（かつて母子家庭だった寡婦）の方は  
どなたでもご利用になれます。